

調査票の記入手引

(お願い) 調査票の記入にあたっては、本記入手引を適宜参照してください。

2018年12月21日(金)までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

注意事項

1. 本調査は、全ての企業を調査の対象としています。イノベーションを実現していない企業も対象に含まれます。
2. 本調査は、統計を作成するために使われるもので、報告者に利害関係を生じさせるような目的に使用されることはありません。ありのままの姿を記入してください。
3. 本調査の統計単位は「企業」です。統計単位としての企業には、**親会社、子会社及び関係会社等の企業グループの他社は含まれません。**
4. 貴社名、郵便番号・住所に変更があった場合は、調査票の記入内容を二重線で取り消して訂正してください。
5. 法人番号とは、通称「番号法」(平成25年法律第27号)に基づき、国税庁が対象法人に対して指定・通知する13桁の番号です。法人番号の指定を受けていない場合は、空欄のままとしてください。
6. 調査票に記入する数字は、1, 2, 3のように算用数字を用いてください。
7. 記入すべき金額や数値がない場合は「0」を記入してください。
8. 金額欄は、百万円未満の金額を四捨五入のうえ記入してください。なお、四捨五入しても百万円に満たない場合は「0」と記入してください。
9. 実額や実数等の記入が困難な場合は、推計値を記入しても差し支えありません。
10. 金額欄は、百万円未満の金額を四捨五入のうえ記入してください。なお、四捨五入しても百万円に満たない場合は「0」と記入してください。
11. 「超」、「未満」、「以上」、「以下」の例示は次の通りです。
 - (1) 50%超～100%未満：50%超は50%を含まず、100%未満も100%を含みません。
 - (2) 20%以上～50%以下：20%以上は20%を含み、50%以下も50%を含みます。
12. 調査票における「年」は「暦年」を意味します。たとえば、「2017年」は、暦年の「2017年1月1日から12月31日まで」として、回答を記入してください。それが困難な場合は直近の「決算期(会計年度)」の1年間として、回答を記入してください。
13. 調査票送付は1通としています。調査結果や調査に関連する情報の送付、ご回答の内容に関して問い合わせをする場合があります。記入の終わった調査票はコピーを取り、控えとしてお持ちください。
14. 本調査のお問合せ先

株式会社サーベイリサーチセンター 「全国イノベーション調査 2018年調査」事務局
住所:〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目13番5号 KDX日本橋313ビル5階
電話:0120-966-326 (フリーダイヤル)
FAX:03-6826-5150
E-mail:jnis2018@surece.co.jp
受付時間:10:00～17:30 (土曜、日曜、国民の祝日、振替休日を除く)

1. 企業グループの有無

1-1 企業グループ¹⁾ の有無 (2017 年末時点)

1-1 2017 年末時点で、貴社は企業グループに属していましたか。
該当するものを 1 つ選んで○に✓を付けてください。

日本に本社が所在する企業グループに属していた

国外に本社が所在する企業グループに属していた

いずれの企業グループにも属していない（親会社及び子会社を持たない）

*1) 本調査において貴社の「企業グループ」とは、貴社、並びに貴社の親会社及び貴社の子会社からなるグループをいいます。ここで、「親会社」とは「貴社の議決権の過半数を有する他の会社」又は「貴社の経営を支配している他の会社」をいいます。また、「子会社」とは「貴社が議決権の過半数を有している他の会社」又は「貴社が経営を支配している他の会社」をいいます。

1-2 企業グループの本社が所在する国 (2017 年末時点)

国名

企業グループ

貴社、並びに貴社の親会社及び貴社の子会社からなるグループをいいます。ここで、「親会社」とは「貴社の議決権の過半数を有する他の会社」又は「貴社の経営を支配している他の会社」をいいます。また、「子会社」とは「貴社が議決権の過半数を有している他の会社」又は「貴社が経営を支配している他の会社」をいいます。

これより先の全ての設問では、貴社のみの活動について（貴社以外の全てのグループ内の他社を除いて）対象としてください。

2. 従業者等

2-1 従業者等²⁾

2-1 従業者数 (年間の平均又は各暦年末時点の数)

2015 年	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
2017 年	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

*2) 「従業者」とは、当該企業に所属して働いている全ての人をいいます。従業者には、他の会社や下請先などの別経営の企業へ派遣している人も含まれます。ただし、当該企業で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の企業から派遣されている人など、当該企業から賃金・給与（現物支給含む）を支給されない人は従業者に含まれません。

*3) 「高等教育を受けた者」とは、次の学位若しくは称号又は外国で取得した同等の学位のいずれかを有する者とします：「博士」（大学院博士課程修了者）、「修士」（大学院修士課程修了者）、「専門職学位（法務博士（専門職））」、「教職修士（専門職）」及び「修士（専門職）」（法科大学院、教職大学院、及び専門職大学院の課程修了者）、「学士」（大学学部卒業者）、「短期大学士」（短期大学卒業者）、「準学士」（高等専門学校卒業者）、「高度専門士」（修業年限が 2 年以上で所定の用件を満たす専修学校専門課程の修了者）。

2-2 2-1 の従業者数のうち、「高等教育を受けた者」³⁾ の割合

2017 年 約 %

2-3 2-2 の「高等教育を受けた者」のうち、「大学院修了者」（博士課程又は修士課程修了者）の割合

2017 年 約 %

2-4 2-2 の「高等教育を受けた者」のうち、「博士号保持者」（博士課程修了者又はいわゆる論文博士）の割合

2017 年 約 %

従業者

当該企業に所属して働いている全ての人をいいます。従業者には、他の会社や下請先などの別経営の企業へ派遣している人も含まれます。ただし、当該企業で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の企業から派遣されている人など、当該企業から賃金・給与（現物支給含む）を支給されない人は従業者に含まれません。

高等教育を受けた者

次の学位若しくは称号又は外国で取得した同等の学位のいずれかを有する者とします：「博士」（大学院博士課程修了者）、「修士」（大学院修士課程修了者）、「専門職学位（法務博士（専門職））」、「教職修士（専門職）」及び「修士（専門職）」（法科大学院、教職大学院、及び専門職大学院の課程修了者）、「学士」（大学学部卒業者）、「短期大学士」（短期大学卒業者）、「準学士」（高等専門学校卒業者）、「高度専門士」（修業年限が 2 年以上で所定の用件を満たす専修学校専門課程の修了者）。

3. 製品・サービスの売上高

3 製品・サービスの売上高⁴⁾

2015 年 百万円

2017 年 百万円

製品・サービスの売上高

貴社が金融機関の場合は、「経常収益」を記入してください。貴社が保険会社の場合は、「保険料等収入」または「正味収入保険料」を記入してください。

*4) 貴社が金融機関の場合は、「経常収益」を記入してください。貴社が保険会社の場合、「保険料等収入」又は「正味収入保険料」を記入してください。

4. 創業年

4 創業年（初めて事業を開始した年）⁵⁾

年（西暦）

*5) 本調査でいう「創業年」とは、貴社が初めて事業を開始した年をいいます。「創業年」の記入が困難な場合は、「設立年」を記入してください。なお、ここでの「設立年」とは、貴社の 2017 年末時点における法人格が商業・法人登記によって取得された年のことをいいます。一般に、「創業年」と「設立年」は異なる場合があります。

創業年

貴社が初めて事業を開始した年をいいます。「創業年」の記入が困難な場合は、「設立年」を記入してください。なお、ここでの「設立年」とは、貴社の 2017 年末時点における法人格が商業・法人登記によって取得された年のことをいいます。一般に、「創業年」と「設立年」は異なる場合があります。

これより先の全ての設問では、2015年から2017年までの3年間の活動について記入してください。

5. 市場環境

5.1 市場環境

- 5-1 貴社が製品又はサービスを販売又は提供した国・地域（2015年から2017年までの3年間）
[a]から[f]までの国・地域について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]
日本 (台湾を除く)	中国 (台湾を除く)	ASEAN, 韓国, 台湾	北米 EFTA	EU及び その他の 地域	
<input type="checkbox"/>					

- 5-2 貴社の製品又はサービスに関する競合他社の数（2015年から2017年までの3年間）
各地域における貴社の製品又はサービスに関する競合他社の数として、該当するものを1つずつ選んで□に✓を付けてください。

	0社	1~4社	5~9社	10~14社	15~49社	50社以上
(a) 日本国内	<input type="radio"/>					
(b) 外国	<input type="radio"/>					

- 5-3 貴社の製品又はサービスに関する競争環境に影響を与えた要因（2015年から2017年までの3年間）
[a]から[g]の要因について、それらの影響の大きさとして該当するものを1つずつ選んで□に✓を付けてください。

	影響あり				
	影響度・高	影響度・中	影響度・少		影響なし
(a) 製品・サービスがすぐに陳腐化した	<input type="radio"/>				
(b) 主要市場における技術発展の予測が難しかった	<input type="radio"/>				
(c) 競合他社の製品・サービスにより代替された	<input type="radio"/>				
(d) 新規競合他社の参入により自家の市場地位が脅かされた	<input type="radio"/>				
(e) 競合他社の行動の予測が難しかった	<input type="radio"/>				
(f) 需要の予測が難しかった	<input type="radio"/>				
(g) 國際競争が激しかった	<input type="radio"/>				

ASEAN（東南アジア諸国連合）

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10ヶ国を指します。

北米

カナダ及びアメリカ合衆国の2ヶ国を指します。

EU（欧州連合）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、連合王国（イギリス）の28ヶ国を指します。

EFTA（欧州自由貿易連合）

スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4ヶ国を指します。

陳腐化

既存製品・サービスのデザインや性能などが新たに製品・サービスが導入されることによって旧くなり、経済的な価値が減少することをいいます。

国際競争

国内市場や海外市場において、他の国々に本拠地を置く企業と製品・サービスの販売・提供を競い合うことをいいます。

6. 戦略と知識流動

6.1 戦略と知識流動

- 6-1 貴社が確実な利益獲得のために採用した戦略（2015年から2017年までの3年間）
[a]から[j]の戦略について、貴社が焦点を置いたものとして該当するものを1つずつ選んで□に✓を付けてください。

	採用した				採用していなかった
	非常に 当てはまる	当てはまる	やや 当てはまる	当てはまる	
(a) 既存の製品・サービスの改良	<input type="radio"/>				
(b) 新しい製品・サービスの導入	<input type="radio"/>				
(c) 製品・サービスの低価格	<input type="radio"/>				
(d) 製品・サービスの高品質	<input type="radio"/>				
(e) 広範に採用された製品群・サービス群	<input type="radio"/>				
(f) 少数の主要製品・サービス	<input type="radio"/>				
(g) 既存顧客の満足度	<input type="radio"/>				
(h) 新規顧客の開拓	<input type="radio"/>				
(i) 標準化された製品・サービス	<input type="radio"/>				
(j) 顧客個別のソリューション（製品・サービス）	<input type="radio"/>				

標準化された製品・サービス

生産の効率化、品質の均一化、互換性の確保、利便性の向上等を目的として、形状、性能及び部品等の仕様が統一された製品又はサービスのことをいいます。特定顧客からの特注又はオーダーメイドとは異なります。

顧客個別のソリューション（製品・サービス）

特定顧客が求める仕様・要望に基づいて製造又は提供する製品又はサービスのことをいいます。特定顧客以外には需要がない製品又はサービスであるため、標準化された製品・サービスとは異なります。

著作権の行使

著作権者が、他人に対して、その著作物の利用を許諾することをいいます。

著作権侵害の停止又は予防の請求

著作権者が、著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、その侵害行為等の差し止めを求めることがあります。なお、著作権者が有するこの権利のことを差止請求権といいます。

営業秘密

本調査でいう「営業秘密」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条における定義と同じであって、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいいます。

標準規格

標準化機関等において合意形成され、一般に公開された技術情報をいいます。例えば、国際標準化機構（ISO）等が策定する国際規格や、工業標準化法に基づく日本工業規格（JIS）などの国家規格、アイ・トリブル・イー（IEEE）等が策定する学会規格などがこれに該当します。

ソーシャル・ネットワーク、ウェブベース・プラットフォーム、クラウド・ソーシング
ユーザーがメッセージや画像等を投稿することによって他者と意思疎通し合うための専用ウェブサイトやアプリケーション、また、インターネットを介して有償又は無償で多数の人々に協力を求めることにより、情報を獲得したり、タスクやプロジェクトに活用したりするためのシステムや方法のことをいいます。

オープン・プラットフォーム、オープン・ソース・ソフトウェア

広く一般に公開されているハードウェアやソフトウェアの基本を構成する技術仕様やプログラムのソースコード等、また、オリジナルのソースコードが自由に利用可能であり、その再配布や変更等が可能なソフトウェアのことをいいます。例えば、Android OSやLinuxなどがこれに該当します。

リバース・エンジニアリング（分解工学）

技術的・商業的に先行した製品を分解し、その構成要素の構造、素材、性能、メカニズムを理解して複製又は改良し、調整して、組み立て直すことによって技術を取得することをいいます。

7. ビジネス・マネジメント及び組織マネジメント

7.1 ビジネス・マネジメント及び組織マネジメント

7.1 貴社が実行したビジネス・マネジメント及び組織マネジメント（2015年から2017年までの3年間）
a)から(g)のビジネス・マネジメント及び組織マネジメントについて、その重要度として該当するものを1つずつ選んで○に☑を付けてください。

	実行した	実行		
	重要度・高	重要度・中	重要度・小	しなかつた
(a) 機能が異なる部門間にわたる従業員の計画的なジョブ・ローテーション	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 従業員が事業内で行う得る改善について検討する定期的なフレイストーミング会合 (TQM サークル活動等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(c) (異なる機能や業務領域を組み合わせた)機能横断的作業グループ又はチーム (マトリクス組織等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(d) 研究開発部門出身者の取締役への就任	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(e) 研究者・技術者の評価への研究開発成果の反映	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(f) 職務発明に対する報奨制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(g) 定年退職となった研究者・技術者の再雇用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

職務発明

本調査でいう「職務発明」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第35条における定義と同じであって、従業者等の行った発明で、使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属するものをいいます。

8. 新しい又は改善した製品又はサービス

8-1 の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、8-2 を回答してください。

8 新しい又は改善した製品又はサービス

8-1 貴社が市場に導入した新しい又は改善した製品又はサービスの有無⁶ (2015 年から 2017 年までの 3 年間)
(a) 及び (b) について、「有り」/「無し」から 1 つずつ選んで□に✓を付けてください。

有り	無し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*6 本調査における「新しい又は改善した製品(サービス)」とは、新しい又は改善した製品(サービス)であって、貴社の以前の製品(サービス)とはかなり異なりかつ市場導入されているものをいいます。また、これは貴社にとって新しい製品(サービス)を指し、他の既に市場に導入している製品(サービス)と同様のものを差別化導入した場合も、それが貴社の以前の製品(サービス)となり異なる場合は、「新しい又は改善した製品(サービス)」に該当します。

8-2 最も重要な新しい又は改善した製品又はサービス (2015 年から 2017 年までの 3 年間)

8-1 の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービスについて、貴社において最も重要なものは何ですか。1 つを選び、簡単にご説明ください。

新しい又は改善した製品又はサービス

貴社がすでに市場に導入した既存の製品(サービス)とはかなり異なる製品(サービス)のことをいいます。また、これは貴社にとって新しい製品(サービス)を指し、他社が既に市場に導入している製品(サービス)を貴社が導入した場合も、それが貴社にとって新しい製品(サービス)であれば、「新しい又は改善した製品(サービス)」に該当します。なお、「新しい又は改善した製品」には、製品の外見のかなりの変更も含みます。ただし、新しい製品の単純な転売や製品の外見上の軽微な(色彩や形状等の)変更、定期的・季節的な変更、ルーチン化された変更や更新は含みません。プロダクトの新規性については、1 つ以上の特徴又は性能仕様にかなりの改善がある必要があります。これには、新しい機能の追加や、既存の機能あるいはユーザーの有用性の改善が含まれます。関連する機能上の特徴には、品質、技術仕様、信頼性、耐久性、使用期間中の経済的効率、手頃な価格による提供、利便性、有用性(ユーザビリティ)、使い勝手の良さ(ユーザ・フレンドリネス)が含まれます。

デジタル製品、デジタル・サービス

「デジタル製品」とは、インターネット等を通じて提供される電子媒体の製品(電子媒体自体がユーザーに利用されるもの)のことをいいます。また、「デジタル・サービス」とは、インターネット等を通じて提供される電子媒体のサービス(電子媒体上のサービス(オンライン・サービス(いわゆるアプリを通じたサービスも含まれる))がユーザーに利用されるもの)のことをいいます。

8-1 の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、8-3 及び 8-4 を回答してください。

8-1 の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、8-3 及び 8-4 を回答してください。

8-3 新しい又は改善した製品又はサービスの新規性と売上高 (2017 年における 1 年間)

8-1 の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービス全てについて、次の (x) 及び (y) に該当するものを全て選んで□に✓を付けて上で、2017 年の総売上高に占める割合をそれぞれ記入してください。

該当あり (2015 年から 2017 年までの 3 年間)	売上(収入) 金額の割合 (2017 年における 1 年間)
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> %
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> %
$(z)=100-(x+y)$	<input type="text"/> %
2017 年の総売上高	<input type="text"/> 1 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 %

8-4 新しい又は改善した製品又はサービスを開発した組織 (2015 年から 2017 年までの 3 年間)

8-1 の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービスを開発した組織について、[a] から [d] の該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

- [a] 自社のみで開発した
[b] 自社が他社や他の機関⁷と共に開発した
[c] 他社や他の機関が元は開発したものを自社で転用・修正した
[d] 他社や他の機関が開発した

*7 「他社や他の機関」には、他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社(子会社、企業グループを統括する企業等)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

9. 新しい又は改善したビジネス・プロセス

9-1 の (a) か (g) のいずれかでも「はい」が該当する場合、9-2 を回答してください。

9 新しい又は改善したビジネス・プロセス

9-1 貴社が自社内に導入した新しい又は改善したビジネス・プロセスの有無⁸ (2015 年から 2017 年までの 3 年間)

(a) から (g) のビジネス・プロセスについて、「有り」/「無し」から 1 つずつ選んで□に✓を付けてください。

有り	無し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

9-1 の (a) から (g) までのいずれかでも「有り」が該当する場合、9-2 を回答してください。

9-2 新しい又は改善したビジネス・プロセスを開発した組織 (2015 年から 2017 年までの 3 年間)

9-1 の (a) から (g) で「有り」と回答されたビジネス・プロセスを開発した組織について、[a] から [d] の該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

- [a] 自社のみで開発した
[b] 自社が他社や他の機関⁹と共に開発した
[c] 他社や他の機関が元は開発したものを自社で転用・修正した
[d] 他社や他の機関が開発した

*8 「本調査における「新しい又は改善したビジネス・プロセス」とは、1 つ以上のビジネス機能についての新しいビジネス・プロセスであって、貴社の以前のビジネス・プロセスとはかなり異なり、貴社内において利用に付されているものをいいます。また、これは貴社にとって新しいビジネス・プロセスを指し、他社が既に導入しているビジネス・プロセスと同様のものを貴社が導入した場合も、それが貴社の以前のビジネス・プロセスとなり異なっていれば、「新しい又は改善したビジネス・プロセス」に該当します。

*9 「他社や他の機関」には、他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社(子会社、企業グループを統括する企業等)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

他社や他の機関

他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社(子会社、企業グループを統括する企業)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

10. 「新しい又は改善した製品又はサービスの導入」(8-1) 及び「新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入」(9-1) の実現に向けて実行した活動（イノベーション活動）

10-1(a) について、8-1 又は 9-1 の設問のいずれかにおいて「はい」が該当した場合は、完了済の活動があったとみなされます。
10-1(d) 「研究開発活動を実行した」の回答が「はい」である場合は、(d-1) 及び (d-2) にも回答してください。

10 「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入(8-1) 又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入(9-1) の実現に向けて実行した活動（イノベーション活動）
10-1 貴社が新しい又は改善した製品又はサービスの導入(8-1) 又は新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入(9-1) の実現に向けて実行した活動（以下、「イノベーション活動」といいます。）の状況（2015年から2017年までの3年間）
(a) から(d) について、「はい」／「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。また、(d) の回答が「はい」である場合は、(d-1) 及び (d-2) にも回答してください。

(a) 完了済の活動 ¹⁰ があった	はい	いいえ	(d-1) 自社内において研究開発を実行した	はい	2017年の支出額	いいえ	
(b) 2017年末で継続中の活動があった	○	○	○	□□□□	百万円	○	
(c) 中止した活動があった	○	○	(d-2) 社外（自社企業グループ内の他社もこの「社外」に含む）に委託した研究開発があった	○	□□□□	百万円	○
研究開発活動を実行した	○	○	*10 完了済の活動には、「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入(8-1) 又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入(9-1) の実現を含みます。 したがって、8-1 又は 9-1 の設問のいずれかにおいて「有り」が該当した場合は、完了済の活動があったとみなされます。				
(d) (自社内実行、社外研究開発支出のいずれも含む)							

完了済の活動

完了済の活動には、「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入(8-1) 及び「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入(9-1) の実現を含みます。
したがって、8-1 又は 9-1 の設問のいずれかにおいて「はい」が該当した場合は、完了済の活動があったとみなされます。

研究開発

本調査でいう「研究開発」とは、総務省統計局が実施する「科学技術研究調査」における「研究」と同様の概念であって、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探究のことをいいます。この定義に該当すれば、自然科学分野の研究に限らず、人文・社会科学分野の研究も該当します。また、研究開発には、学術的な研究のみならず、製品開発に関する活動（プロトタイプ、パイロット・プラント、インダストリアル・デザイン、インダストリアル・エンジニアリング、試行生産）、既存製品の改良及び生産・生産工程の開発や改良に関する活動も含みます。ただし、営業や管理を目的とした活動は、本調査では研究開発に含みません。

なお、ソフトウェア開発については、自社利用目的、市場販売目的及び受注開発を問わず、「科学・技術の発展に寄与する可能性のあるもの」は研究開発に含まれます。ただし、受注開発による場合、新たなソフトウェアの開発や既存のソフトウェアの著しい改良・機能強化等は研究開発に含まれますが、定型的な開発等（例えば、大幅な変更・修正が伴わないもの、既存システムの欠陥の発見と除去、システム運用管理、ユーザ・サポートなど）は本調査でいう研究開発には含みません。

自社内における研究開発

資金の支出元（自己資金又は外部受入資金）に関わらず、自社内で実行した研究開発のことをいいます。また、その支出額は、人件費、原材料、有形固定資産の購入費、無形固定資産の購入費、リース料及びその他の経費の合計をいいます。「社外に委託した研究開発」は、自社内における研究開発には含みません。

社外に委託した研究開発

外部委託により自社外で実行された研究開発のことをいいます。また、その支出額は委託費や賦課金等の名目を問わず、自社外へ研究費として支出した金額の合計をいいます。

10-1 の (a) から (d) までのいずれかでも「はい」が該当する場合は、10-2 から 10-5 までを回答してください。

すべて「いいえ」が該当する場合は、11-1 に進んでください。

10-1 の (a) から (d) までのいずれかでも「はい」が該当する場合は、10-2 から 10-5 までを回答してください。すべて「いいえ」が該当する場合は、11-1 に進んでください。

10-2 貴社が実行したイノベーション活動の内容（2015年から2017年までの3年間）
(a) から(f) について、「はい」／「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。

「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入の実現のために ...	はい	いいえ
(a) エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動（製品・サービスの形状、外見、使い勝手の変更などを実行した）	○	○
(b) マーケティング又はブランド・エクイティ活動（製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝、広告などを実行した）	○	○
(c) 知的財産関連活動を実行した	○	○
(d) 従業員への教育訓練活動を実行した	○	○
(e) ソフトウェア開発又はデータベース活動を実行した	○	○
(f) 建物、機器、機械又はその他の有形資産を取得した又はリースした	○	○

エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動

本調査でいう「エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動」とは、研究開発に密接に関係した試験的及び創造的活動のことをいいます。これらの活動は、研究開発に関する追加的又は補助的活動、又は研究開発とは独立して実行されることがあります。エンジニアリングとは、生産、並びに品質管理の手順、方法及び標準に関係しています。例えば、製品、サービス、プロセス又はシステムに関する技術仕様の立案、検査、評価、配置、試作、又は機器の設置、機械の設備、検査、試運転、使用実演（デモンストレーション）、及び既存の製品又はプロセス機器から知識やデザイン情報を抽出するための活動（リバース・エンジニアリング）などが該当します。また、デザインには、製品、サービス又はプロセスに関する新しい又は修正された機能、形状又は外観を開発するための広範囲の活動を含みます。さらに、他の創造的業務活動には、観念化（新しいアイデアを生み出すための創造的なプロセス）、イノベーションに関する概念の開発、及びプロダクト又はビジネス・プロセス・イノベーション活動の一環としての組織上の変化に関係する活動などを含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としてのエンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動」については、以下のとおりとなります。まず、軽微なデザイン上の変化を除いては、たいていのデザイン又は他の創造的業務活動は、イノベーション活動となります。他方、日々の生産や既存プロセスに対する品質管理手順のような多くのエンジニアリングは活動は、イノベーション活動となりません。リバース・エンジニアリングや、新しい生産プロセス、サービス、又は配送方法の導入等の場合に、イノベーション活動となることがあります。

マーケティング又はブランド・エクイティ活動

本調査でいう「マーケティング又はブランド・エクイティ活動」とは、市場調査、市場検査、価格設定、プロダクト・プレイスメント（映画やTVドラマなどのコンテンツにおいて、製品や商標（ロゴ）などを背景として表示させる広告宣伝方法）及びプロダクトの販売促進を含みます。ただし、販売や流通の活動は、マーケティング又はブランド・エクイティ活動には含みません。

これらのうち、「イノベーション活動としてのマーケティング又はブランド・エクイティ活動」については、以下のとおりとなります。新しい又は改善したプロダクトのためのマーケティング又はブランド・エクイティ活動は、イノベーション活動となります。他方、既存のプロダクトのためのマーケティング活動は、そのマーケティングの実践自体がイノベーションである場合のみ、イノベーション活動となります。

知的財産関連活動

本調査でいう「知的財産関連活動」とは、研究開発、ソフトウェア開発、並びにエンジニアリング、デザイン、及び他の創造的活動を通じて創造された知識の保護又は活用を含みます。例えば、自社の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示（GI）、営業秘密など）の出願、登録、立証、管理、交換、実施許諾（ライセンスアウト）、売買及び権利行使のために行う全ての管理及び法的業務、他の組織からの知的財産権の獲得（例えば、ライセンスイン、企業買収）並びに第三者への自社の知的財産権の売却を含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としての知的財産関連活動」については、以下のとおりとなります。調査対象期間内に展開された、考案、発明、及び新しい又は改善したプロダクト又はビジネス・プロセスに関する知的財産関連活動は、イノベーション活動となります。他方、調査対象期間より前になされた発明や、調査対象期間より前から存在しているプロダクト又はビジネス・プロセスに関する知的財産関連活動は、イノベーション活動となりません。

ソフトウェア開発又はデータベース活動

本調査でいう「ソフトウェア開発又はデータベース活動」には、次の3つを含みます。(a) ソフトウェア、プログラム記述（コード）、及びシステム及び応用ソフトウェア（標準ソフトウェア・パッケージ、特注のソフトウェア・ソリューション及び製品又は機器に内蔵されたソフトウェアを含む）に関するサポート資料の社内開発及び購入、(b)（自社のデータベースに記録されたデータ、及び公開資料又はインターネットから取得したデータの収集及び分析を含む）コンピュータ・データベース及び他の電磁的情報の獲得、社内開発、及び分析、(c)（コンピュータ・プログラム及びデータベースを含む）ITシステムの機能のアップグレード又は拡張のための活動。また、「ソフトウェア開発又はデータベース活動」には、イノベーションとは無関係な活動（例えば、既存ソフトウェアのマイナー・アップグレード、会計や他のビジネス機能のためのデータベースの購入及び分析など）を含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としてのソフトウェア開発又はデータベース活動」については、以下のとおりとなります。ソフトウェア開発は、新しい又は改善したビジネス・プロセス又はプロダクトを開発するために用いられた場合に、イノベーション活動となります。データベース活動は、イノベーションのために用いられた場合に、イノベーション活動となります。

10-3 貴社がイノベーション活動のために受給した公的財政支援の有無（2015年から2017年までの3年間） (a) から(c)について、「はい」／「いいえ」から1つずつ選んで□に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 地方公共団体 ¹¹⁾ による財政支援 ¹²⁾ を受給した	○	○
(b) 国（政府、行政機関、独立行政法人等） ¹³⁾ による財政支援を受給した	○	○
(c) 国又は地方公共団体による税額控除を利用した	○	○

*11) ここでの「地方公共団体」には都道府県、市区町村のほか、これらの地方公共団体が設立して公的資金に基づいて運営されている機関も含みます。

*12) ここでの「財政支援」は、助成金、補助金、補助金付き融資（貸付）、及び融資保証（損失補償契約）が含まれます。他方、公的部門の機関との契約に基づく活動に対する支払いは除かれます。

*13) ここでの「国（政府、行政機関、独立行政法人等）」には、府省庁、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、情報通信研究機構（NICT）等の独立行政法人のほか、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫といった機関も含みます。

地方公共団体

ここでの「地方公共団体」には都道府県、市区町村のほか、これらの地方公共団体が設立して公的資金に基づいて運営されている機関も含みます。

財政支援

ここでの「財政支援」は、助成金、補助金、補助金付き融資（貸付）、及び融資保証（損失補償契約）が含まれます。他方、公的部門の機関との契約に基づく活動に対する支払いは除かれます。

国（政府、行政機関、独立行政法人等）

ここでの「国（政府、行政機関、独立行政法人等）」には、府省庁、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、情報通信研究機構（NICT）等の独立行政法人のほか、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫といった機関も含みます。

税額控除

課税所得金額等から算出された法人税額から、一定の金額を控除することをいいます。

「イノベーション活動のための税額控除」の制度としては、例えば、試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、及び繰越税額控除限度超過等の繰越控除制度、並びに、とくに、「『新しい又は改善した製品又はサービスの導入』及び『新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入』の実現に向けて実行した活動（イノベーション活動）」に関わる、中小企業投資促進税制（特別償却又は税額控除）、中小企業経営強化税制（特別償却又は税額控除）、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特別償却又は税額控除）、地域中核企業向け設備投資促進税制（特別償却又は税額控除）、革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除、などが該当します。

10-4 貴社がイノベーション活動のために他社や他の組織と行った協力の有無（2015年から2017年までの3年間） (a) 及び(b)について、「はい」／「いいえ」から1つずつ選んで□に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 研究開発活動（10-1(d)）を協力して実行した	○	○
(b) 研究開発活動を除く他のイノベーションのための活動（10-2(a)-(f)）を協力して実行した	○	○

10-4 の(a)か(b)のいずれかでも「はい」が該当する場合は、10-5 を回答してください。

10-5 協力相手の種類と所在国・地域（2015年から2017年までの3年間）

10-4 の(a)又は(b)で「はい」が該当した活動に関して、具体的な協力相手の種類とその協力相手が所在する国・地域について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

	日本 (台湾を除く)	中国 ASEAN 韓国、台湾	北米 EU及び EFTA	その他
[a] 自社企業グループ内の他社 自社企業グループ外の他社	□	□	□	□
[b] コンサルタント、有利試験所、民間研究機関	□	□	□	□
[c] 設備・原材料・部品・ソフトウェアのサプライヤー	□	□	□	□
[d] 民間企業であるクライアント・顧客	□	□	□	□
[e] 競合他社	□	□	□	□
[f] 上記以外の民間企業	□	□	□	□
[g] 大学・他の高等教育機関 政府・公的研究機関（国立研究開発法人、	□	□	□	□
[h] 公設試験研究機関等；クライアント・顧客である場合を除く）	□	□	□	□
[i] 公共部門のクライアント・顧客	□	□	□	□
[j] 民間非営利団体	□	□	□	□

他のイノベーションのための活動

10-2(a)-(f)で設問された、「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入の実現のために実行した活動のことをいいます。活動の内容としては、具体的に、(a) エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動（製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など）、(b) マーケティング及びブランド・エクイティ活動（製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など）、(c) 知的財産関連活動、(d) 従業員への教育訓練活動、及び(e) ソフトウェア開発又はデータベース活動、並びに(f) 建物、機器、機械又はその他の有形資産の取得又はリースが該当します。

11. イノベーション活動の阻害要因

11-1 イノベーション活動の阻害要因

11-1 貴社においてイノベーション活動を開始しようとする意思決定を阻害した要因、又は実際にイノベーション活動の実行を阻害した要因（2015年から2017年までの3年間）
[a]から[j]について、該当するものを1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	阻害された			阻害されなかつた
	影響度・高	影響度・中	影響度・小	
(a) 自己資金の不足	○	○	○	○
(b) 金融機関や投資家による融資・投資の不足	○	○	○	○
(c) 助成金・補助金の獲得の困難	○	○	○	○
(d) イノベーション活動に係る高すぎるコスト	○	○	○	○
(e) 自社内における能力のある従業者の不足	○	○	○	○
(f) 他社や他の機関等の協力相手の不足	○	○	○	○
(g) 社外にある知識を利用する権利・機会の不足	○	○	○	○
(h) 自社のアイデアに対する需要の不確実性	○	○	○	○
(i) 市場における過度に激烈的な競争	○	○	○	○
(j) 自社内における異なる優先事項	○	○	○	○
(j) (イノベーション活動よりも他に優先すべきことがあった)	○	○	○	○

12. 法律又は規制がイノベーション活動に与えた影響

12-1 法律又は規制がイノベーション活動に与えた影響

12-1 法律又は規制が貴社のイノベーション活動に与えた影響（2015年から2017年までの3年間）
[a]から[e]について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。ただし、該当するものがない場合は、「影響がなかった」にのみ✓を付けてください。

法律・規制の種類	影響があった		影響がなかつた
	イノベーション活動 を促進した	新しいイノベーションを妨げた/ イノベーション活動のコストを増加させた	
[a] 製品安全、消費者保護	□	□	□
[b] 環境	□	□	□
[c] 知的財産	□	□	□
[d] 税制	□	□	□
[e] 雇用、労働者の安全、社会保険	□	□	□

製品安全、消費者保護

製品安全、消費者保護に関する法律・規制とは、製造物責任法、消費生活用製品安全法、電気用製品安全法、食品衛生法、医薬品医療機器等法、消費者保護法（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、訪問販売法、貸金業規制法、利息制限法）、景品表示法、食品表示法などが該当します。

環境

環境に関する法律・規制とは、例えば、環境基本法、環境影響評価法、グリーン購入法、公害の防止に関する法律（例えば、大気汚染防止法、自動車排ガス規制法、悪臭防止法、騒音規制法など）、廃棄物・リサイクル対策に関する法律（例えば、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など）、地球環境保護保全に関する法律（例えば、地球温暖化対策推進法、オゾン層保護法、フロン回収破壊法、海洋汚染海上災害防止法、省エネルギー法など）などが該当します。

知的財産

知的財産に関する法律・規制とは、例えば、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、種苗法、著作権法、不正競争防止法などが該当します。

税制

税制に関する法律・規制とは、例えば、法人税法、租税特別措置法などが該当します。

雇用、労働者の安全、社会保険

雇用、労働者の安全、社会保険に関する法律・規制とは、例えば、労働基準法、労働衛生法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児介護休業法、最低賃金法、雇用保険法、労働者災害補保険法、作業環境測定法、じん肺法、過労死等防止対策推進法、健康保険法、厚生年金保険法、労働保険徴収法などが該当します。

用語の解説

イノベーション

イノベーションとは、新しい又は改善されたプロダクト又はプロセス（又はその組み合わせ）であって、当該単位の以前のプロダクト又はプロセスとはかなり異なり、かつ潜在的利用者に対して利用可能とされているもの（プロダクト）又は当該単位により利用に付されているもの（プロセス）を意味します。特に、企業部門を対象としたイノベーションのことを「ビジネス・イノベーション」といいます。

ビジネス・イノベーション

ビジネス・イノベーションとは、新しい又は改善されたプロダクト又はビジネス・プロセス（又はその組み合わせ）であって、当該企業の以前のプロダクト又はビジネス・プロセスとはかなり異なり、かつ市場に導入されているもの又は当該企業内において利用に付されているものを意味します。ビジネス・イノベーションは、プロダクト・イノベーションとビジネス・プロセス・イノベーションの2つの類型から構成されます。

プロダクト・イノベーション

プロダクト・イノベーションとは、新しい又は改善された製品又はサービスであって、当該企業の以前の製品又はサービスとはかなり異なり、かつ市場に導入されているものを意味します。

ビジネス・プロセス・イノベーション

ビジネス・プロセス・イノベーションとは、1つ以上のビジネス機能についての新しい又は改善されたビジネス・プロセスであって、当該企業の以前のビジネス・プロセスとはかなり異なり、かつ当該企業内において利用に付されているものを意味します。

イノベーション活動

イノベーション活動とは、企業によって着手された、当該企業にとってのイノベーションに帰着することが意図されている、あらゆる開発上、財務上、及び商業上の活動を含むものを意味します。イノベーション活動は、イノベーションに帰着される、継続する、延期される又は中止されることがあります。本調査では、イノベーション活動の例示として、「新しい又は改善した製品又はサービスの導入」又は「新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入」の実現のために、エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動（製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など）を実行すること、マーケティング又はブランド・エクイティ活動（製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など）を実行すること、知的財産関連活動を実行すること、従業員への教育訓練活動を実行すること、ソフトウェア開発又はデータベース活動を実行すること、若しくは建物、機器、機械又はその他の有形資産を取得する又はリースすることを挙げています。

ビジネス・プロセス

ビジネス・プロセスとは、1つ以上のビジネス機能を意味します。全てのビジネス機能がイノベーション活動の対象となり得ます。ビジネス・プロセスは、製品又はサービスの生産という中核的なビジネス機能、並びに支援機能（流通及び物流；マーケティング、販売及び販売後サービス；当該企業に対する情報・通信技術（ICT）サービス；運営及び管理機能；当該企業に対するエンジニアリング及び関連技術サービス；プロダクト開発及びビジネス・プロセス開発）を含みます。ビジネス・プロセスは、当該企業自体が顧客であるサービスであると考えられ、それは社内で提供されること又は外部供給源から調達されることもあり得ます。